

議 第 6 5 号

印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

本市印鑑条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）6 月 5 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市印鑑条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市印鑑条例（昭和 50 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 5 項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、「」に改め、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が」の次に「同条第 7 項（同法第 22 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市印鑑条例（昭和50年3月27日条例第25号）

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システムの機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明書が同条第7項（同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機で、民間事業者が設置するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機で、民間事業者が設置するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>